

チッタスロー・ロゴマーク使用に関する要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、前橋・赤城チッタスローのPR及びコンセプトの推進に寄与する各事業において、チッタスロー国際連盟ロゴマーク及び名称等（以下「ロゴマーク等」という。）を使用する場合に必要な事項を定め、チッタスロー推進を図ることを目的とする。

なお、本要綱では、チッタスロー本来の精神を尊重し、イタリア語正式名称であるチッタスロー（英訳するとスローシティ）を使用する。

(ロゴマーク等に関する権限)

第2条 ロゴマーク等に関する一切の権限は前橋市に帰属する。

(使用承認の申請等)

第3条 ロゴマーク等の使用を申請しようとする者は、使用開始予定日の30日前までに、「使用承認申請書（別記様式第1号）」を市長に提出しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 前橋市が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (3) その他、市長が特別に認める場合

2 前項の承認は、「使用承認通知書（別記様式第2号）」により行うものとする。

(使用料)

第4条 ロゴマーク等の使用料は無料とする。

(使用承認の範囲)

第5条 ロゴマーク等の使用は、第1条の目的に合致すると認められたものに限り使用できるものとする。

2 ロゴマーク等の使用に当たっては、使用状況の把握に必要な要件を付するものとする。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマーク等を使用することができない。

- (1) 公序良俗に反する恐れがある場合、その他社会的な非難を受ける恐れがある場合
- (2) 宗教的または政治的色彩を有している場合
- (3) チッタスロー国際連盟及び前橋市の信用または、品位を損なう恐れのある場合
- (4) 特定の商品等の品質や安全性を保障する目的で利用されるおそれがある場合
- (5) 商品やそのパッケージ及びポスター等への使用など商業的利用につながると判断される場合
- (6) その他、市長がロゴマーク等の使用について不相当と認めた場合

4 使用承認期間は、使用承認日より1年を超えることが出来ないものとする。

なお、承認日は、使用承認通知書の日付とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマーク等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別紙表記のロゴマーク等を正しく使用すること。
- (2) 形状及び配色の変更も含めロゴマーク等のイメージを損なう展開及び応用使用をしないこと。
- (3) 承認された用途のみに使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。

2 ロゴマーク等を使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。

- 3 ロゴマーク等の使用が、本市の都合により使用停止や変更がなされた場合など、本要綱における全ての事項において、損害賠償その他の請求及び権利の主張を行うことはできない。

(承認内容の変更)

第7条 ロゴマーク等の使用承認を受けた者が、使用承認通知書の承認内容について変更使用とする場合、あらかじめ「使用承認内容変更申請書(別記様式第3号)」を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、第2条第2項の規定を準用する。

(承認の取消し)

第8条 市長は、ロゴマーク等の使用が、この要綱または承認内容に違反して使用された場合は、当該承認を取り消す事が出来る。

- 2 前項の承認の取消しは、「使用承認取消通知書(別記様式第4号)」をもって通知する。
- 3 前2項の規定により承認を取消しされた者は、当該承認による物件を使用、配布、掲示及び販売等してはならない。
- 4 前3項により生じた損害は、当該承認を取消された者の責により処理されなければならない。

(使用結果報告)

第9条 ロゴマーク等の使用の承認を受けたものは、使用期限後、30日以内に「使用結果報告書(別記様式第5号)」を市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関して必要な事項が生じた場合には、別途協議し決定する。

付 則

この要綱は、平成29年12月26日から施行する。